

- ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	防災分野における技術協力プロジェクト 各種評価調査
対象国／類似地域	中南米地域
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：

特になし。ただし、本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて
 専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

中米地域では、地震、風水害、土砂災害、火山災害など共通した自然災害のリスクを抱え、これら自然災害による人的・経済的損害が同地域の開発にとって大きな阻害要因となっている。かかる状況に対処するため、中米6カ国は、災害に強い社会を共に築くことを目的として、1993年に中米統合機構（SICA）傘下の防災専門機関として中米防災調整センター（CEPRENAC）の枠組みを創設した。1998年に中米地域に甚大な被害をもたらしたハリケーン「ミッチ」の後、中米6カ国は、災害に強い社会づくりへの決意を新たに「グアテマラ宣言」を公表し、これを受けて中米防災5ヶ年計画（2000-2004）を策定した。現在は、これを更新した「中米総合防災計画(2014-2019)（PRRD :Plan Regional de Reducción de Riesgo de Desastres)が実施されている。同計画においては、持続的な開発に向けた防災投資、社会の脆弱性の縮減、災害管理と回復など5つの柱が掲げられている。また、2010年には、SICA加盟国のサミットにより、中米総合防災政策（PCGIR; Política Centroamericana de Gestión Integral de Riesgo de Desastres）もまとめられ、コミュニティ防災の強化が位置づけられている。

このような背景の下、中米各国は2005年、我が国に対して、コミュニティレベルの防災能力向上を目的とした「中米広域防災能力向上プロジェクト」（以下、「フェーズ1プロジェクト」）の要請を行い、2007年5月から2012年5月までフェーズ1プロジェクトが実施され、各国防災機関、CEPREDENAC事務局（SE-CEPREDENAC）の連携強化が進められたほか、パイロット・コミュニティでの防災活動を通じて住民啓発と住民向けの防災活動マニュアル作りが行われた。その後、これら成果の組織的定着を図るため、CEPREDENAC事務局及び各国防災機関より、「中米広域防災能力向上プロジェクト・フェーズ2」の要請がなされ、2014年12月より順次、対象6ヶ国（コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ）の防災機関とJICA事務所との間で討議議事録（Record of Discussion: R/D）を署名・交換した。

本プロジェクトは2015年7月から2020年6月（計60ヶ月）に亘り実施されており、2018年2月～3月にかけて中間レビュー調査をコスタリカ、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマで実施し、R/D、PDM、PO、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づきこれまでの活動の振り返り、進捗状況及び成果の達成度を確認するとともに、課題と問題点の整理を行った。また、PDMとPOの見直しの必要性について検討し、プロジェクトの残りの協力期間における対応について提言を取りまとめた。

上記の中間レビューにおいては、長期専門家およびコンサルタントチームが長期に亘って派遣されていなかったことから、レビュー時期が適切でないと判断しエルサルバドルを対象国に含めなかった。今般、エルサルバドルにおいて長期専門家が活動を開始したことから、現時点での活動の進捗と成果の整理、PDM、POの見直しの必要性の検討、プロジェクト後半の協力期間における提言を取りまとめるため、本中間レビューを実施する。なお、中間レビューの補足調査としてニカラグアを対象とすることとし、治安状況に応じてエルサルバドルの渡航期間中にニカラグアを現地訪問する可能性がある。なお、ニカラグア現地訪問については9月下旬に判断することとする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み・手続きを十分に理解した上で、他の団員と協力・調整しつつ、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく中間レビューに必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。また、他団員の作業を含めた全体作業の取り纏めへの協力を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2018年10月上旬～10月中旬)

- ア) 既存の文献、報告書等(進捗報告書、合同調整委員会議事録、活動実績資料、エルサルバドルを除く5ヶ国における中間レビュー報告書等)をレビューし、エルサルバドルにおけるプロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。
- イ) エルサルバドルにおいて相手国との間で合意済の最新版のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法を検討し評価グリッド(案)(和文・英文)を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ウ) 調査団内の検討を踏まえた評価グリッド(案)にもとづき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P機関である総務省市民防災局(Dirección General de Protección Civil:DGPC)、その他相手国側関係機関等)に対する質問票(和文・英文)を作成し、プロジェクト関係者に送付して、回答を求める。
- エ) 上記を通じて評価グリッド(案)を更新し現地業務計画を作成する。
- オ) ニカラグア事務所および専門家のヒアリングを通じ、ニカラグアのC/Pである国家災害管理・防災システム(Sistema Nacional para la Prevención, Mitigación y Atención de Desastres en Nicaragua:SINAPRED)に対するヒアリング事項(2018年の治安情勢の悪化を踏まえたプロジェクトへの影響等)を整理する。
- カ) 国内で収集可能なデータを整理・分析する。
- キ) 対処方針会議等の派遣前のJICAとの打ち合わせに参加する。

(2) 現地派遣期間 (2018年10月中旬～11月中旬)

- ア) JICAエルサルバドル事務所等との打合せ・協議に参加する。
- イ) プロジェクト関係者(エルサルバドル側関係者、プロジェクト専門家、コンサルタントチーム)に対して、JICAの評価手法について説明を行う。
- ウ) エルサルバドル側C/Pと協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行う。ヒアリング結果は議事録としてまとめ逐次JICA関係者へ共有する。
- エ) プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)・活動プロセス等に関する情報・データの収集、整理を行う。

- オ) 収集した情報・データを分析し、プロジェクト実績の貢献・阻害要因を抽出する。
- カ) 2015年3月に仙台で開催された第3回国連防災世界会議で採決された仙台防災枠組 2015-2030 (Sendai Framework for Disaster Risk Reduction 2015-2030)¹」について、プロジェクト及び、実施機関の貢献内容を評価する。なお、実施機関との協議の中で、プロジェクト終了前にインプットが可能な活動がある場合には、提言として取りまとめる。
- キ) 男女の社会的状況、ジェンダーを巡る規範、性別役割分担等のジェンダー差異によって、女性の災害リスクが高いことが指摘されている。JICAでは、防災分野においても、脆弱者への配慮、さらには女性の参画とリーダーシップを推進するジェンダー及び多様性の視点に立った取組を推進している。本調査においても、プロジェクトにおける女性の参画状況や研修への参加人数などの情報をまとめる。なお、実施機関との協議の中で、プロジェクト終了前にインプットが可能なジェンダーに配慮した活動がある場合には、提言として取りまとめる。
- ク) 国内準備作業並びに上記ウ) からキ) で得られた結果をもとに、他団員及び相手国 C/P 等とともに評価5項目の観点から評価を行い、合同評価報告書(案)(英文・西文)の取りまとめに協力する。
- ケ) 合同評価報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版の作成に協力する。
- コ) 協議議事録(M/M)(英文・西文)の作成に協力する。
- サ) 担当分野に係る現地調査結果を取りまとめ、JICA エルサルバドル事務所等に報告する。担当分野とは、評価の方法、プロジェクトの実績、評価結果(5項目ごとの評価と結論)、及び提言と教訓(案)を指す。
- シ) 評価調査結果要約表(案)(和文・英文・西文)の作成に協力する。
- ス) ニカラグアの C/P へのヒアリング(リモートもしくは対面)を行い、日本側関係者の退避一時帰国による影響を把握し、議事録の取りまとめを支援する。

(3) 帰国後整理期間(2018年11月中旬~12月中旬)

- ア) 帰国報告会に出席し担当分野に係る調査結果の報告を行う。
- イ) 担当分野の調査結果を取りまとめ、中間レビュー報告書(案)(和文)の作成に協力する。

¹ http://www.preventionweb.net/files/43291_sendaiframefordrren.pdf

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。A4 版タイプ打、両面コピー及び簡易製本を1部及び電子データを提出すること。

- (1) 評価グリッド(案)(和文・英文)、質問票(案)(和文・英文)
- (2) 担当分野にかかる中間レビュー報告書(案)(和文)及び評価調査結果要約表(案)(和文・英文)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上してください)
航空経路は、成田/羽田-サンサルバドル-成田/羽田を標準とします。
- (2) 本案件の見積りは、上記ガイドラインの業務実施契約(単独型)見積書「様式(単独型・不課税化対象案件用)」を用いて積算してください。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

ア) 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2018年10月21日～2018年11月12日を予定しています。ただし現地調査日程は先方C/P機関都合により前後する可能性があります。

また調査に関してはコンサルタント単独もしくはJICAの調査団員と一緒にサンサルバドル及び首都圏近郊のプロジェクトサイトを調査対象地とする予定です。

本業務従事者は、JICAの調査団員に2週間程度先行して現地調査を開始する予定です。またJICAの調査団員が現地入りした後は、本プロジェクトの検討にかかる協議に参加して取りまとめに協力します。

イ) 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ① 総括(JICA)
- ② 評価企画(JICA)
- ③ 評価分析(本コンサルタント)

ウ) 便宜供与内容

JICAエルサルバドル事務所及びプロジェクトによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ① 空港送迎
あり
- ② 宿舎手配
あり（下記（3）②安全管理も参照のこと）
- ③ 車両借上げ、国内航空券手配
全行程に対する移動車両の提供及び現地国内航空券手配（車両についてJICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- ④ 通訳備上
スペイン語通訳（日・西もしくは英・西）を必要に応じて手配します。
- ⑤ 現地日程のアレンジ
JICAが必要に応じアレンジします。なお、JICA職員等の到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

（2）参考資料

ア) 本業務に関する以下の資料をJICA地球環境部防災グループ防災第二チーム（TEL:03-5226-9581）で配布します。

- ・ エルサルバドルを除く5ヶ国における中米広域防災能力向上プロジェクト・フェーズ2中間レビュー報告書（案）

イ) 本業務に関連する以下の資料が、当機構図書館のウェブサイト

(<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。

- ・ 中米広域防災能力向上プロジェクト（BOSAI）中間レビュー調査報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000253679>)
- ・ 中米広域防災能力向上プロジェクト（BOSAI）終了時評価報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000004513>)
- ・ 中米広域防災能力向上プロジェクトフェーズ2詳細計画策定調査ファイナル・レポート
(<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000016982>)

ウ) 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ① 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
- ② 提供依頼メール：
タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAエルサルバドル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務の提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上